

令和5年4月1日

グループホーム石神（短期利用）のご利用料金表

基本的な料金

(円)

内 訳	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 基本料	776	780	816	840	857	873
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18
③ 医療連携体制加算Ⅰ	39	39	39	39	39	39
④ 介護職員処遇改善加算Ⅰ(11.1%)	2,774	2,787	2,907	2,987	3,044	3,097
⑤ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(3.1%)	775	778	812	834	850	865
⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算(2.3%)	575	578	602	619	631	642
⑦ 家賃	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
⑧ 光熱水費	600	600	600	600	600	600
1日あたり (④・⑤・⑥は含まない)	2,933	2,937	2,973	2,997	3,014	3,030
1月あたりの額(食材料費は含まない)	92,114	92,253	93,511	94,350	94,945	95,504

* 1月あたりの額は30日の料金（1割負担の場合）

* 一定の所得以上の方は負担の割合は異なります（介護保険負担割合証に基づく）

* その他、介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・介護職員等ベースアップ等支援加算として、基本料金に各種加算減算を加えた1ヶ月あたり総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定した負担割合の金額がかかります。

* 食材料費は、朝食：500円 昼食：500円 夕食：500円の金額がかかります。

* おむつ代は実費となります（オムツ持参可能です）

その他の加算利用料金（該当する場合に発生する料金です）

区 分		費 用 (円)		内 容
医療連携体制加算	I	1日あたり	39	日常的な健康管理を行ったり、医療機関との連絡・調整をとる為の看護師の配置ができた場合算定されます。
	II		49	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療機関等と24時間連絡できる体制を確保し、喀痰吸引、経鼻胃管、胃瘻等の経腸栄養が行われている利用者がある場合に算定されます。

	Ⅲ		59	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療期間等と24時間連絡できる体制を確保し、重度化した場合の対応方針を定めた本人又は、ご家族等に対し内容を説明し同意を得て、喀痰吸引、経鼻経胃管、胃瘻等の経腸栄養が行われている利用者がある場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算		1日あたり	120	介護保険施行令第2条第6号に規定する初老期（40歳以上65歳未満）における認知症の利用者を受け入れた場合算定されます。
夜間支援体制加算	I	1日あたり	50	夜勤及び宿直を行う職員の人数が基準に適合している場合算定されます。
サービス提供体制強化加算	I	1日あたり	22	介護福祉士の資格者配置、常勤職員の配置割合または職員勤続年数の割合が基準に適合している場合算定されます。ただしI、II、IIIのいずれかの算定となります。
	II		18	
	III		6	
介護職員処遇改善加算	I	1月あたり	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率（加算I：11.1%、加算II：8.1%、加算III：4.5%）を乗じた単位数で算出した金額の1割の金額	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、基準にかける区分に従い算定されます。ただし、I、II、IIIいずれかの算定となります。
	II			
	III			
介護職員等特定処遇改善加算	I	1月あたり	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率（加算I：3.1%、加算II：2.3%）を乗じた単位数で算出した金額の1割の金額	介護職員処遇改善加算を算定しており、職場環境等要件に係る取組みを複数実施していること。また、介護職員の処遇改善に係る取組みをホームページ等を通して見える化しており、介護福祉士の配置要件を満たした場合算定されます。ただし、I、IIのいずれかの算定となります。
	II			
介護職員等ベースアップ等支援加算		1月あたり	基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率（2.3%）を乗じた単位数で算出した金額の1割の金額	利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、基準にかける区分に従い算定されます。